

令和2年4月1日以降に簡素化される書類

【経緯】

「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会)が取りまとめられ、各省庁は主要な手続きについて行政手続コスト(事業者の作業時間)を20%削減するため、基本計画を策定しており、建設業の許可申請時等に提出を求めている書類についても、インターネット等の活用で代替することはできないか、事後に必要なに応じて確認することで代替することはできないか等を検討し、令和2年4月1日以降、以下の書類を削除することとしました。

【削除される書類一覧】

(国土交通大臣・都道府県知事許可 共通)

◆国家資格者等・監理技術者一覧表(新規・変更・追加・削除)

・許可申請時や決算変更届時に提出を求めている書類のうち、国家資格者等・監理技術者一覧表(様式第11号の2)については、提出を不要とすることとします。

(国土交通大臣許可)

◆営業所に関する書類

①営業所の地図(営業所の所在地を明記し、最寄りの交通機関、公共、公益施設等の位置を明示した概略図)

②不動産登記簿謄本又は不動産賃借契約書等の写し(営業所の権原を証明するもの)

・営業所の地図については、提出を求めないこととします。

・営業所を使用する権原を確認するため、不動産登記簿謄本又は不動産賃借契約書の写し等の提出を求めていましたが、これらの確認書類の提出は求めないこととします。なお、営業所の写真の提出を求める際に、その営業所を使用する権原を確認するため、自己所有又は賃貸借等の別の記載を求めることとします。

◆建設業法施行令第3条に規定する使用人の健康被保険者証カード(両面)の写し 等

・令3条に規定する使用人の常勤性を確認するために、健康保険被保険者証カードの写し等の提出を求めていましたが、これらの確認書類の提出は求めないこととします。

◆経営業務管理責任者等の住民票及び令3条に規定する使用人の委任状 等

・従来、建設業許可事務ガイドラインに基づき提出を求めていた経営業務管理責任者、営業所専任技術者及び令3条に規定する使用人の住民票並びに令3条に規定する使用人の権原を確認する委任状等の確認書類の提出は求めないこととします。